

こんな「こまった」ありませんか?知りませんか?



- ※ 福祉サービスを利用したいんだけど、手続きの仕方がわからない、契約手続きが不安
- ※ お金をすくに使ってしまっ
- ※ 離れて暮す両親の金銭管理が心配だ
- ※ 通帳や印鑑をすく無くしてしまっ
- ※ 知的障がいのある友達や家族に勝手に使われて生活が厳しいみたい

あなたの暮らしの中の「こまった」を地域福祉権利擁護事業がサポートします!



- ① 福祉サービス利用のためのお手伝い
- ② 日常的金銭管理のお手伝い
- ③ 書類などの預かりサービス
- 「地域福祉権利擁護事業」って何?
- この事業は判断能力に不安のある高齢者や知的・精神障がい者が安心して生活できるようにサポートする事業です。
- どんな人が利用できるの?
- 認知症高齢者や知的・精神障がい者が利用できます。(認知症の診断や療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は特に必要ありません)
- どんなサービスが利用できるの?
- 主なサービスは3つあります。

詳しくはお近くの社会福祉協議会またはこちらまでご連絡を

沖縄県福祉サービス利用支援センター
(沖縄県社会福祉協議会内)
TEL 098-887-2028

北部地域福祉権利擁護センター
(名護市社会福祉協議会内)
TEL 0980-54-6565

中部地域福祉権利擁護センター
(沖縄市社会福祉協議会内)
TEL 098-933-5005

南部地域福祉権利擁護センター
(那覇市社会福祉協議会内)
TEL 098-857-4525

宮古地域福祉権利擁護センター
(宮古島市社会福祉協議会内)
TEL 0980-75-3955

八重山地域福祉権利擁護センター
(石垣市社会福祉協議会内)
TEL 0980-84-2525

窓口開設時間
月～金 (9:00～17:00)

このサービスを利用したい場合は?

あなたのお住まいの社会福祉協議会、もしくはお近くの権利擁護センターへご相談ください。担当の推進員または専門員がご相談を受け付けます。秘密は必ず守りますので安心してご相談ください。

誰がお手伝いしてくれるの?

社会福祉協議会からの「生活支援員」がお手伝いします。

お金はどのくらいかかるの?

相談は無料です。お手伝いが始まると時間に1200円



かかります。生活保護受給者については部免除があります。

ありがとうございます。早速、社協へ連絡してみようと思います。

お知らせ

「地域福祉権利擁護事業」は来年度から地域住民により使いやすい制度にするため、「日常生活自立支援事業」へと名称が変更される予定です。

「介護サービス情報の公表」 事業所訪問調査始まる 公表センターHPで順次公開

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」・「高齢者の自立支援」・「利用者による選択・自己決定」を実現するために制度化されたものです。

これまで、介護サービスの利用者やその家族は、事業者を選択するにあたり、事前に事業者の情報を十分入手できず、必要なサービスが利用がスムーズにいかない等の状況が生じていました。

しかし、この制度を利用することにより、誰でも自分の住んでいる地域の介護サービス情報がインターネットなどを通じて簡単に入手することが可能となります。

事業者は、年1回自らの責任のもとに介護サービスの内容及び運営の状況に関する情報の公開が義務付けられています。

今後は、事業者において、サービスの質の向上に向けた取り組みが促進されることになり、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されます。

公表される情報

事業者はこの制度を「義務」として捉えるのではなく、情報公表という一連のプロセスを通じて、事業者自らがサービスの質の改善につなげていくことが求められます。

公表される事業者の情報は、「基本情報」と「調査情報」の2種類があります。

「基本情報」とは、運営主体や所在地、営業時間、職員体制などの基本的な事実情報で、事業者が報告した内容がそのまま公表されるものです。

「調査情報」とは、事業者が具体的

指定情報公表センター

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話：098-887-3700)

指定調査機関

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査おきなわ
(電話：098-862-5622)

株式会社 沖縄タイム・エージェント
(電話：098-855-6138)

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話：098-885-5789)

沖縄県介護サービス情報公表センター ホームページ開設

<http://www.kouhyou.okishakyo.or.jp>

沖縄県介護サービス情報公表センターでは、ホームページを開設し情報提供を行っています。現在、事業者向けに制度の説明や今後のスケジュールなどをお知らせしています。

介護サービス情報については、データベース化し、事業所の比較検討が容易に行えるようなシステムを導入します。



対象となるサービス

に行っているサービスの内容を指定調査機関の調査員が調査した上で公表されるものです。

平成18年度は次の9つのサービスが公表の対象となります。(このほかのサービスについては来年度以降、順次追加される予定です。)

〔居宅系〕訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

〔施設系〕介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)

今後のスケジュール

基本情報の報告から訪問調査、情報の公表までのプロセスを約4ヶ月かけて行います。今年10月末頃から順次公表を開始し、平成18年度末までに約1000の事業所の情報公表を行う予定です。

今後、利用者やその家族等の皆様には、公表される情報をもとに、利用したいサービス事業所の比較検討を行うことが可能となります。なお、事業所の比較検討の際に不明な点等がありましたら、公表センター及びお近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へお問い合わせください。